平成 25 年度改正

工事成績評定表及び考査項目別運用表

・工事成績評定表

・工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木工事用） 改正

水道設備工事含む

・工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事用）

平成24年4月1日版

工事成績評定表 ［ 完成 ］

工事番号		検 査 日	平成　　年　　月　　日	課	総括監督員		検査職員	
工 事 名				契約金額(最終)	円		工　種	
受注者名				工 期	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日		完成年月日	平成　　年　　月　　日

考査項目		監督職員（完成）					検査職員（完成）							細目別評定加減点
項　目	細　別	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	①×0.5＋②×0.5
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般		＋1.5	0	−3.0	−6.0								
	Ⅱ. 配置技術者	＋1.8	＋0.9	0	−3.0	−6.0								
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理		＋1.5	0	−3.0	−6.0	＋5.0		＋2.5		0	−7.5	−15	
	Ⅱ−1. 工程管理A	＋1.2	＋0.6	0	−3.0	−6.0								
	Ⅱ−2. 工程管理B	＋4.0	＋2.0	0	−3.0	−6.0								
	Ⅲ−1. 安全対策A	＋1.8	＋0.9	0	−3.0	−6.0								
	Ⅲ−2. 安全対策B	＋6.0	＋3.0	0	−3.0	−6.0								
	Ⅳ. 対外関係	＋1.8	＋0.6	0	−1.5	−3.0								
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	＋1.2	＋0.6	0	−1.5	−3.0	＋10	+7.5	＋5.0	+2.5	0	−10	−20	
	Ⅱ. 品質	＋1.2	＋0.6	0	−1.5	−3.0	＋15	+12	＋7.5	+4.0	0	−12.5	−25	
	Ⅲ. 出来ばえ						＋5.0		＋2.5		0	−5.0		
4. 工事特性	Ⅰ. 工事特性 ※2	＋6.0～0（　　）												
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫 ※2	＋3.0～0（　　）												
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等 ※3	＋4.0	＋2.0	0										
加減点小計 ※1		①加減点計＝　　点					②加減点計＝　　点							③加減点計＝　　点

7. 基本評定点計	＿＿＿＿点 ○65＋③(①　　点×0.5＋②　　点×0.5)　＝　　点	
8. 法令遵守等 ※3	−　　点	
9. VE評価(VE追加点＋5点) ※4	＋　　点	
10. 評定点 ※5	＿＿＿＿点　○7. 基本評定点計（　　点）− 8. 法令遵守等（　　点）＋ 9. VE評価（　　点）＝　　点	
所　見	（監督職員）	（検査職員）

※1　加減点小計　＝　1～3の評定（±加減点）　＋　4，5，6の評定（加点）　：　基本評定点　＝　65＋加減点小計
　　評　定　点　＝　基本評定点　−　8の評定（減点）　＋　9の評定（加点）
　　各評定点（①～③）は小数第1位まで記入する。
※2　工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。
※3　社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
※4　ＶＥ適用工事のＶＥ追加点は、監督職員が評定する。この場合評定点合計が１００点を超えることがあってもよい。
※5　評定点は、四捨五入により整数とする。
※　各考査項目ごとの採点は、別紙「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」による。

	課　長	補　佐	係　長	係　員
月 日				

平成 25 年度改定

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（土木工事用） 水道設備工事含む

監督職員	……	別紙−1	① ～ ⑫
技術検査職員	……	別紙−2	① ～ ㊱
留意事項	……	別紙−3	①
「施工プロセス」のチェックリスト		別紙−4	① ～ ④

別紙－１①

改定考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制一般</td><td></td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 1）「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□ 2）施工計画書が、工事着手前に提出されている。
□ 3）作業分担の範囲が、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載されている。
□ 4）関係書類、出来形、品質等の確認が工事全般にわたって実施され、品質証明に係る体制が有効に機能している。
□ 5）下請けの作業成果が元請けにより検査されている。
□ 6）施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。　別紙－３参照
□ 7）緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ 8）現場に対する本店や支店による支援体制が整っている。
□ 9）工場製作期間における技術者の配置が適切に行われている。
□10）機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）が整っている。
□11）その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上 ・・・・・・・・・・b
評価値が 60 %以上 80%未満・・・・・c
評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・d
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□ 1）「施工プロセス」のチェックチェックリストのうち配置技術者について指示事項が無い。
□ 2）作業に必要な作業主任者及び専門技術者が選任及び配置されている。
□ 3）施工等に伴う創意工夫又は提案をもって工事を進めている。　別紙－３参照
【現場代理人を評価する項目】
□ 1）現場代理人が工事全体を把握している。
□ 2）設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 3）監督職員への報告が適時及び的確に行われている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□ 1）書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。
□ 2）契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。　別紙－３参照
□ 3）施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応が図られている。
□ 4）下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ 5）監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。　別紙－３参照
□ 6）その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a
評価値が 80 %以上 90%未満・・・・ b
評価値が 80%未満 ・・・・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督職員からの改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１②

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td></td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ １）「施工プロセス」のチェックリストのうち施工管理について指示事項が無い。
□ ２）施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ ３）現場条件の変化への対応が適切になされている。
□ ４）工事材料の品質に影響が無いよう保管されている。
□ ５）日常の出来形管理が、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行われている。
□ ６）日常の品質管理が、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行われている。
□ ７）現場内での整理整頓が日常的に行われている。
□ ８）指定材料の品質証明書及び写真等が整理されている。
□ ９）工事打合せ簿が、不足無く整理されている。
□10）建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。
□11）工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。
□12）その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 80%以上 ・・・・・・・・・・b
評価値が 60 %以上 80%未満・・・・・c
評価値が 60%未満 ・・・・・・・・・・d

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督職員からの改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理Ａ</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ １）「施工プロセス」のチェックのうち工程管理について指示事項が無い。
□ ２）工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した工程表が作成されている。
□ ３）実施工程表の作成及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。
□ ４）現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ ５）時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ ６）工事の進捗を早めるための取り組みが行われている。
□ ７）適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□ ８）休日の確保を行っている。
□ ９）計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□10）その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a
評価値が 80 %以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満 ・・・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督職員からの改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理Ｂ</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□ １）隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ ２）地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ ３）工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えていた。
□ ４）工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□ ５）災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□ ６）工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□ ７）その他（理由：　　）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">Ⅲ．安全対策Ａ</td><td>a</td><td colspan="2">b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td colspan="2">ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ １）「施工プロセス」のチェックリストのうち安全対策について指示事項が無い。
□ ２）災害防止協議会等１回／月以上行われている。
□ ３）安全教育及びや安全訓練等が半日／月以上実施されている。
□ ４）新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。
□ ５）工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ ６）過積載防止に取り組んでいる。
□ ７）仮設工の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□ ８）保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。
□ ９）地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□10）その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a
評価値が 80 %以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満 ・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督職員からの改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別紙－１④

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅲ．安全対策Ｂ</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□ １）建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□ ２）安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□ ３）安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□ ４）安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□ ５）安全協議会での活動に積極的に取り組んだ
□ ６）安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□ ７）その他（理由：　　）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="3">Ⅳ．対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ １）「施工プロセス」のチェックリストのうち対外関係について指示事項が無い。
□ ２）関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ ３）地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ ４）第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ ５）関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ ６）工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ ７）その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a
評価値が 80 %以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満 ・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督職員からの改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ. 出来形	□ 出来高の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来高の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来高の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	□ 出来高の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「水道工事施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は 「c」 評価とする。

機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来高の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※上記欄によらず、当該欄で評価

●評価対象項目

- □ 1) 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
- □ 2) 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
- □ 3) 不可視部分の出来形を写真撮影している。
- □ 4) 施行管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
- □ 5) 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
- □ 6) 社内の管理基準に基づき管理している。
- □ 7) 塗装の塗膜厚管理の結果が適切にまとめられている。
- □ 8) 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられている。
- □ 9) 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
- □ 10) 分解整備における既設部品等の摩擦・損傷について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況が図表等に記録している。
- □ 11) その他（理由　：　　）

●判断基準

評価値が90%以上 ･････････････････ a
評価値が80%以上90%未満 ･･････ b
評価値が80%未満 ･････････････････ c

① 当該 「評価対象項目」 のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝ 該当項目数（　　）／ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

考　査　項　目	工　種	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ １）据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表が工夫している。
□ ２）機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ ３）不可視部分の出来形が写真撮影している。
□ ４）設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ ５）設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ ６）設備の据え付け及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ ７）配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ ８）測定機器のキャリブレーションを定期的に実施している。
□ ９）行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□10）配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□11）社内の管理基準に基づき管理している。
□12）その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a
評価値が 80 %以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満 ・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－１⑦

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a 及び b に該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「水道工事施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事は 「c」 評価とする。

機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

※上記欄によらず、当該欄で評価

●評価対象項目

- □ 1) 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保されている。
- □ 2) 設計図書の仕様をふまえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
- □ 3) 材料・部品の品質照合に係る書類の内容が設計仕様を満足している。
- □ 4) 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
- □ 5) 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれている。
- □ 6) 小配管、電気配線・配管が承諾図書のとおり敷設している。
- □ 7) 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- □ 8) 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
- □ 9) 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
- □ 10) 設備の取扱い説明書を工夫している。
- □ 11) 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
- □ 12) 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
- □ 13) 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護している。
- □ 14) 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
- □ 15) 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
- □ 16) バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示されている。
- □ 17) 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
- □ 18) 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えていた。
- □ 19) 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
- □ 20) その他（理由　：　　）

●判断基準

評価値が90%以上 ･････････････････ a
評価値が80%以上90%未満 ･･････ b
評価値が80%未満 ･････････････････ c

① 当該 「評価対象項目」 のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝ 該当項目数（　　）／ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>電気設備工事
通信設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ １）製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ ２）材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、仕様を満足している。
□ ３）機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ ４）操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ ５）ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ ６）設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ ７）操作制御関係の機能及び性能が仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ ８）設備の総合性能が設計図書の仕様を満足している。
□ ９）現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認出来ない場合において、工場試験などで確認している。
□10）設備全体についての取扱い説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□11）完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□12）設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□13）その他（理由：　　）

●判断基準
評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a
評価値が 80 %以上 90%未満・・・・・b
評価値が 80%未満 ・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">維持･修繕工事</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ １）常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
□ ２）緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
□ ３）監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ ４）施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
□ ５）理由：
□ ６）理由：
□ ７）理由：
□ ８）理由：

●判断基準
※該当項目が６項目以上・・・a
※該当項目が４項目以上・・・b
※該当項目が３項目以下・・・c

注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td></tr>
</table>

別紙－１⑨

改定考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（監　督　職　員）

考査項目		対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □ １.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事。 □ ２.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事。 □ ３.その他（理由：　　）	（１.について） 切土又は＜及びor又は盛土工の土工量：15万m^3以上、（護岸・築堤の直高：10m以上 、（トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：10m以上　ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m^2以上　、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上　堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m^2/門以上 、トンネル(開削工法)の直高　20m以上、トンネル(NATM)の内空断面積：85m^2以上、トンネル(沈埋工法)の＜平均？＞内空断面積：300m^2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上、地滑り防止工の施工幅：100m以上、地滑り防止工の法長：150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m^3以上、流路工の流路体積：500m^3以上、砂防ダムの堤高：30m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m^3/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上。 （２.について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。 （３.について） ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するために新技術又は新工法を採用した工事。 ・パイロット工事又は特異な試験フィールドで特許工法等を用いて技術的な検討が必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ ４.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事。 □ ５.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事。 □ ６.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事。 □ ７.現道上での交通規制に大きく影響する工事。 □ ８.緊急時に対応が特に必要な工事。 □ ９.施工箇所が広範囲にわたる工事。 □10.その他（理由：　　）	（４.について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （５.について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （６.について） ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 （７について） ・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・日交通量が概ね１万台以上の道路での道路の舗装又は修繕工事。 ・供用している自動車専用道等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （８.について） ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 （９.について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （10.について） ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事。 □12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事。 □13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事。 □14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事。 □15.その他（理由：　　）	（11.について） ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （12.について） ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （13.について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 （14.について） ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （15.について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）。 ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □17.その他（　　）	
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評　点：＿＿＿＿点	

※１．工事特性の加点は、＋６点～０点の範囲とする。「５.創意工夫」との二重評価は行わない。
※２　該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。1 項目 2 点を目安とするが、内容によっては、それ以上またはそれ以下の点数を与えてもよい。

別紙－１⑩

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

考査項目	細別	工夫事項	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 □１）施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □２）コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □３）土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □４）部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □５）設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □６）給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □７）照明などの視界の確保に関する工夫。 □８）仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □９）運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □10）支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □11）盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □12）施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □13）出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □14）施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【品質】 □１）土工、設備、電気に関する工夫。 □２）コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。　別紙－３参照 □３）鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □４）配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □１）建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 □２）安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □３）安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □４）現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □５）有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □６）一般車両突入時の被害軽減方策又は、一般交通の安全確保に関する工夫。 □７）厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □８）環境保全に関する工夫。	【その他】 □　その他 （理由：　　） □　その他 （理由：　　） □　その他 （理由：　　） □　その他 （理由：　　） □　その他 （理由：　　） □　その他 （理由：　　） □　その他 （理由：　　）
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評　点：＿＿＿＿点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。加点は＋３点～０点の範囲とする。
※２．該当する数と重みを勘案して評点する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※３．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、「４.工事特性」との二重評価は行わない。
※４.「２.施工状況」「３.出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。

別紙－１⑪

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

考　査　項　目	細　　別	a	b	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の項目に該当しない

●評価対象項目

□ １）周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
□ ２）現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。
□ ３）定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□ ４）道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
□ ５）地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
□ ６）災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
□ ７）その他（理由：　　）

●判断基準

※上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ評価を行う。

改定考査項目別運用表

（監　督　職　員）

考　査　項　目	法　令　遵　守　等　の　該　当　項　目　一　覧　表
７．法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□　1.指名停止３ヶ月以上	－　20 点
□　2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　15 点
□　3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　13 点
□　4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－　10 点
□　5.文書注意	－　8 点
□　6.口頭注意	－　5 点
□　7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－　3 点
□　8.その他	－　点
□　9.項目該当なし	

①　本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④　総合評価方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】
1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金遅延防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15.施工体制台帳又は施工体系図が不備であったため、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
16.その他（　理由：　　）

別紙－２①

改定考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ １）契約書第１８条第一項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ ２）施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ ３）工事期間を通じて施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ ４）現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていることが確認できる。 □ ５）工事材料の品質に影響がないよう工事材料が保管されていることが確認できる。 □ ６）立会確認の手続きが事前に行われていることが確認できる。 □ ７）建設副産物の再利用等への取り組みが行われていることが確認できる。 □ ８）施工体制台帳及び施工体系図が法令等に沿った内容で適確に整備されていることが確認できる。 □ ９）下請けに対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □10）品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質等の確認が、工事全般にわたって行われていることが確認できる。 □11）工事の関係書類が不足なく簡潔に整理されていることが確認できる。 □12）社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □13）品質確保の為の対策等施工に関する独自の工夫が見られる。　別紙－３参照 □14）その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 90%以上 ・・・・・・・・・・a 評価値が 80 %以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満 ・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理について、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督職員からの改善指示に従わなかった。

別紙－２②

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表が工夫されていることが確認できる。
□ ２）社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ ３）不可視部分の出来形が写真により確認できる。
□ ４）写真管理基準の管理項目を満足している。
□ ５）出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ ６）その他（理由：　　）

① 出来形は、工事全般を通じての評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「水道工事施工管理基準」、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

機械設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価						□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。
□ ２）設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
□ ３）施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
□ ４）設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ ５）不可視部分の出来形が写真で確認できる
□ ６）塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ ７）溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ ８）社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ ９）設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。
□10）分解整備における既設部品等の摩耗・損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
□11）その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・・・ａ
評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・・・ａ’
評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・・・ｂ
評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・・・ｂ’
評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・・・ｃ

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－２③

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	電気設備工事 通信設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ １）据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ ２）機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ ３）写真管理基準の管理項目を満足している。 □ ４）不可視部分の出来形が写真により確認できる。 □ ５）設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ ６）設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ ７）設備の据え付け、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ ８）配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ ９）行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □10）配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □11）社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □12）その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・・・ a 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・・・ a’ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・・・ b 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・・・ b’ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別紙－２④

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート構造物工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ ２）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ ３）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ ４）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ ５）コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ ６）コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理が適切に行なわれていることが確認できる。
□ ７）鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
□ ８）コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。
□ ９）鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。
□10）圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□11）コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□12）スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足することが確認できる。
□13）有害なクラックがない。
□14）その他（理由：　　）

［ひび割れ抑制対策対象構造物］
□15）クラックが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。別紙－３参照
□16）クラックが補修基準に達している場合、適切な補修が行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。 別紙－３参照
□17）クラックが補修規準に達している場合、適切な補修が行われていなければ、ｄまたはｅ評価とする。 別紙－３参照

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	a	a’	b	b’	c	d	e
土工事（切土、盛土、堤防等工事）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ ２）段切りが仕様書に基づき行われていることが確認できる。
□ ３）置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ ４）締固めが仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ ５）一層あたりのまき出し厚が管理されていることが確認できる。
□ ６）芝付け及び種子吹付が設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。
□ ７）構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。
□ ８）土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□ ９）ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っている。
□10）法面に有害な亀裂がない。
□11）伐開除根作業が設計図書の定められた条件を満足していることが確認できる。
□12）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	護岸・根固・水制工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
□ ２）裏込材及び胴込めコンクリートの締固めが、空隙が生じていないよう十分行われていることが確認できる。
□ ３）緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行われていることが確認できる。
□ ４）石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ５）護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性が確保されていることが確認できる。
□ ６）遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ７）植生工で、植生の種類、品質、配合、及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ８）根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ９）指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□10）基礎工において掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。
□11）コンクリートブロック等が損傷なく設置されていることが確認できる。
□12）施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工されていることが確認できる。
□13）埋戻し材料について設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□14）有害なクラックがない。
□15）その他（理由：　　）

［ひび割れ抑制対策対象構造物］
□16）クラックが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。別紙－３参照
□17）クラックが補修基準に達している場合、適切な補修は行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。 別紙－３参照
□18）クラックが補修基準に達している場合、適切な補修が行われていなければ、ｄまたはｅ評価とする。 別紙－３参照

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【工場製作関係】
□ １）鋼材の種別が、品質を証明する書類又は現物により照合されていることが確認できる。
□ ２）溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ ３）溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。
□ ４）溶接施工に係る施工計画書が提出されていることが確認できる。
□ ５）孔空けによって生じたまくれが削りとられているなど、きめ細やかに製作されていることが確認できる。
□ ６）欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ ７）塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ ８）素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□ ９）塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□10）塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□11）その他（理由：　　）

【架設関係】
□ １）ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。
□ ２）ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ ３）高力ボルトの締め付けが、中心から外側に向かって行われていることが確認できる。
□ ４）高力ボルトの品質証明書等で確認できる。
□ ５）支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ ６）架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ ７）架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
□ ８）現場塗装部のケレン及び膜厚管理が適切に行われていることが確認できる。
□ ９）現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認が行われていることが確認できる。
□10）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－２⑥

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事 （集水井戸工事を含む）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

□ １）コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

□ ２）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ ３）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

□ ４）運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)

□ ５）コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。

□ ６）地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。

□ ７）鉄筋及び鋼材の規格が、品質を証明する書類等で確認できる。

□ ８）有害なクラックがないことが確認できる。

□ ９）その他（理由：　　）

【砂防構造物工事に適用】

□ １）コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。

□ ２）鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。

□ ３）施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。

□ ４）アンカーの施工が設計図書を満足していることが確認できる。

□ ５）ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。

□ ６）ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。

□ ７）その他（理由：　　）

【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む)】

□ １）アンカーの施工が設計図書を満足していることが確認できる。

□ ２）ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

□ ３）ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。

□ ４）集・排水ボーリング工の方向及び角度が適正となるように施工上の配慮がなされていることが確認できる。

□ ５）その他（理由：　　）

［ひび割れ抑制対策対象構造物］

□１０)クラックが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。別紙－３参照

□１１)クラックが補修基準に達している場合、適切な補修は行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。 別紙－３参照

□１２)クラックが補修基準に達している場合、適切な補修が行われていなければ、ｄまたはｅ評価とする。別紙－３参照

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－２⑦

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	舗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

□ １）設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□ ２）路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ ３）路床及び路盤工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ４）路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□ ５）路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ ６）路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□ ７）路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□ ８）その他（理由：　　）

【アスファルト舗装工関係】

□ １）アスファルト混合物の品質が配合設計及び試験練りの結果または、事前審査制度の証明書類により確認できる。
□ ２）舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ ３）プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録されていることが確認できる。
□ ４）舗設後の交通の開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ ５）各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□ ６）縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ７）アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件が配慮されていることが確認できる。
□ ８）アスファルト舗装工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ９）その他（理由：　　）

【コンクリート舗装工関係】

□ １）コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質（強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ ２）舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ ３）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ ４）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ ５）運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ ６）材料が分離しないようコンクリートを敷均されていることが確認できる。
□ ７）チェアー及びタイバーが、損傷などが発生しないよう保管されていることが確認できる。
□ ８）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－２⑧

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共 通】

□ １）施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
□ ２）施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等が除去してから施工していることが確認できる。
□ ３）盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ ４）雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ ５）その他（理由：　　）

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

□ １）土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□ ２）ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□ ３）ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ ４）吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ ５）吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
□ ６）使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ７）施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ ８）その他（理由：　　）

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

□ １）使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ２）金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□ ３）金網が破損を生じていないことが確認できる。
□ ４）吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工されていることが確認できる。
□ ５）吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ ５）圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ ７）不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ ８）法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工されていることが確認できる。
□ ９）その他（理由：　　）

【現場打法枠工関係】

□ １）使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ２）アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□ ３）現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□ ４）強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ ５）枠内に空隙がないことが確認できる。
□ ６）層間にはく離がないことが確認できる。
□ ７）不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ ８）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	基礎工事及び地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

□ １）杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ ２）既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整備されており、その記録が整理されていることが確認できる。
□ ３）杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ ４）水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。
□ ５）溶接の品質管理に関して、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□ ６）支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ ７）場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
□ ８）掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が設計図書を満足していることが確認できる。
□ ９）配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が設計図書を満足していることが確認できる。
□10）ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□11）裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□12）強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料が、整理されていることが確認できる。
□13）その他（理由：　　）

【地盤改良関係】

□ １）改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ２）セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料が、整理されていることが確認できる。
□ ３）事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等が行われていることが確認できる。
□ ４）施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ ５）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

海岸工事	a	a’	b	b’	c	d	e
	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる
□ ２）運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、仕様書に定められた条件を満足している。
□ ３）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ ４）コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
□ ５）転倒や崩壊等がにないようコンクリートブロックの仮置を行っていたことが確認できる。
□ ６）捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。
□ ７）工事期間中、１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
□ ８）台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
□ ９）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート橋 上部工事 （ＰＣ及びＲＣを対象）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。 ●評価対象項目 □１）コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □２）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □３）圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □４）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □５）コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □６）鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 □７）鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □８）コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 □９）圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □10）鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 □11）コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □12）スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □13）プレビーム桁のプレフレクション管理が設計図書の仕様を満足することが確認できる。 □14）使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 □15）ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が設計図書の仕様を満足することが確認できる。 □16）プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □17）コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 □18）有害なクラックがない。 □19）その他（理由：　　） ［ひび割れ抑制対策対象構造物］ □20)クラックが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。別紙－３参照 □21)クラックが補修基準に達している場合、適切な補修は行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、ｃ評価とする。別紙－３参照 □22)クラックが補修基準に達している場合、適切な補修が行われていなければ、ｄまたはｅ評価とする。別紙－３参照 ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ●判断基準 注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	塗装工事	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ ２）ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□ ３）天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。
□ ４）塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ ５）鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□ ６）塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□ ７）塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□ ８）溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□ ９）塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□10）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	トンネル工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※　ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ ２）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ ３）圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ ４）施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。
□ ５）吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が設計図書で定められた仕様を満足していることが確認できる。
□ ６）設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
□ ７）坑内観察調査などについて、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□ ８）計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工が行われていることが確認できる。
□ ９）金網の継ぎ目が１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
□10）吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
□11）吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
□12）ロックボルトの定着長が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□13）防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
□14）逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
□15）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	植栽工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）活着が促されるよう管理していることが確認できる。
□ ２）樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
□ ３）樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□ ４）施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
□ ５）肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
□ ６）植えた樹木に対して余裕のある植穴を堀り、植穴底部を耕していることが確認できる。
□ ７）添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
□ ８）樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
□ ９）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
□ ２）防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ ３）防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
□ ４）防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
□ ５）基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
□ ６）防護柵の支柱の根入長が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ７）ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力が与えているのが確認できる。
□ ８）ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
□ ９）ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が１０％以下であることが確認できる。
□10）区画線の厚さが見本等で設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□11）区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□12）区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
□13）区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
□14）プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
□15）区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□16）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	電線共同溝工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□ ２）管路の通過試験が行われており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□ ３）プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録されていることが確認できる。
□ ４）特殊部の施工基面の支持力が均等となるようにかつ不陸がないように仕上げていることが確認できる。
□ ５）特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等がないよう敷設していることが確認できる。
□ ６）埋戻しにおいて、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□ ７）舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□ ８）管枕及び埋設シートの設置や設計図書に定められた土被りを確保していることが確認できる。
□ ９）管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□10）その他（ 理由： ）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工 種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ
Ⅱ．品質</td><td>維持工事
（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理など）</td><td colspan="5">●評価対象項目
□ １）使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ ２）構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ ３）監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ ４）緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
□ ５）理由：
□ ６）理由：
□ ７）理由：
□ ８）理由：

●判断基準
※ 該当項目が６項目以上・・・・・・・・a
※ 該当項目が５項目・・・・・・・・・・a’
※ 該当項目が４項目・・・・・・・・・・b
※ 該当項目が３項目・・・・・・・・・・b’
※ 該当項目が２項目以下 ・・・・・・・c

注 記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>修繕工事
（橋脚補強、耐震補強、落橋防止など）</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□ １）使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ ２）構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ ３）監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ ４）施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
□ ５）理由：
□ ６）理由：
□ ７）理由：
□ ８）理由：

●判断基準
※ 該当項目が６項目以上・・・・・・・・a
※ 該当項目が５項目・・・・・・・・・・a’
※ 該当項目が４項目・・・・・・・・・・b
※ 該当項目が３項目・・・・・・・・・・b’
※ 該当項目が２項目以下 ・・・・・・・c

注 記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙－２⑮

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工 種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>機械設備工事</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ １）材料、部品の品質照合の書類（現物照合）が整理され品質の確認ができる。
□ ２）設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され品質の確認ができる。
□ ３）設計図書の仕様をふまえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
□ ４）機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□ ５）溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類が整理され品質の確認ができる。
□ ６）塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類が整理され品質の確認ができる。
□ ７）操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
□ ８）操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類が整理され、品質が確認できる。
□ ９）小配管、電気配線・配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□10）設備の取扱い説明書が工夫されていることが確認できる。
□11）取り扱い説明書に部品等の点検及び交換方法についてまとめてあることが確認できる。
□12）機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
□13）設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□14）二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめていることが確認できる。
□15）バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示されていることが確認できる。
□16）計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□17）回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護がされていることが確認できる。
□18）構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□19）監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□20）その他（理由：　　）

●判断基準
※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ａ
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ａ’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ｂ
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ｂ’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ｃ

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>電気設備工事</td><td>a
優れている</td><td>a’
ｂより優れている</td><td>b
やや優れている</td><td>b’
ｃより優れている</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>e
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□ １）製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□ ２）材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、仕様を満足していることが確認できる。
□ ３）機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□ ４）操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ ５）ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ ６）設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ７）操作制御関係の機能及び性能が仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ ８）設備の総合性能が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ９）現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認出来ない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□10）設備全体についての取扱い説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□11）完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□12）設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□13）その他（理由：　　）

●判断基準
※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ａ
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ａ’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ｂ
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ｂ’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ｃ

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない		
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	通信設備工事						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	港湾築造工事 （浚渫海岸築造工事を含む）						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□ ２）材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ ３）材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、仕様を満足していることが確認できる。
□ ４）設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、仕様を満足していることが確認できる。
□ ５）ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ ６）設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ ７）完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料が整備していることが確認できる。
□ ８）完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備していることが確認できる。
□ ９）設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能が工場試験記録により確認できる。
□10）設備全体についての取扱い説明書を工夫していることが確認できる。
□11）完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□12）設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□13）その他（理由：　　）

●判断基準

※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ a
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ a’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ b
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ b’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●評価対象項目

□ １）仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ ２）材料の品質及び形状について設計図書との適切性が確認でき，証明書が整備されている。
□ ３）濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□ ４）床堀工の施工上の注意事項(仕様書等による）が守られている。
□ ５）浚渫工の施工上の注意事項(仕様書等による）が守られている。
□ ６）浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
□ ７）サンド・砕石ドレーンが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。
□ ８）ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成され、記録により確認できる。
□ ９）サンドコンパクションパイルが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。
□10）ロッドコンパクションの打込記録から、一様な品質の施工が確認できる。
□11）深層混合処理の打込記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。
□12）マットが破損なく施工され、記録により確認できる。
□13）捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
□14）裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工され、記録により確認できる。
□15）鋼材の数量照合がミルシート等(現物照合を含む）で確認されている。
□16）杭及び矢板に損傷及び補修痕がない。
□17）杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
□18）控工の施工上の注意事項(仕様書等による）が守られている。
□19）ケーソン進水、仮置、曳船及び回航の施工上の注意事項(仕様書等による）が守られている。
□20）ケーソン据付け及び中詰の施工上の注意事項(仕様書等による）が守られている。
□21）コンクリートブロック据付の施工上の注意事項(仕様書等による）が守られている。
□22）付属工の施工上の注意事項(仕様書等による）が守られている。
□23）溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
□24）場所打ちコンクリートの注意事項（仕様書等による）が守られている。
□25）既設構造物に影響がないように十分検討して施工していることが確認できる。
□26）気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
□27）仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
□28）船舶に十分注意して施工していることが確認できる。
□29）土砂処分における運搬途中で漏出がないよう施工していることが確認できる。
□30）土質に対して、適正な船舶、機械を使用して、周辺環境への影響を最小限に抑えている（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む)。
□31）盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
□32）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない		
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	消波・根固ブロック製作・転置・仮置・運搬・据付工事	●評価対象項目 【製作】 □ １）設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒経・塩基総量等）が確認できる。 □ ２）コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 □ ３）コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ ４）施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ ５）型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 【転置・仮置・運搬・据付】 □ ６）転置、仮置に際し、ブロックの強度確認を行っている。 □ ７）仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。 □ ８）据付にあたって、ブロック相互の接合部において段差が生じないよう施工されている。 □ ９）据付にあたって、ブロック層の自然空間に間詰石を挿入していない。 □10）その他（理由：　　） ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ●判断基準 ばらつきで判断可能：50%以下／80%以下／80%を超える ばらつきで判断不可能 評価値 90%以上：a／a’／b／b 評価値 75%以上90%未満：a’／b／b’／b’ 評価値 60%以上75%未満：b／b’／c／c 評価値 60%未満：b’／c／c／c 注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	捨石・被覆石・根固石工事	●評価対象項目 □ １）濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ ２）施工に先立ち、石の比重の試験成績書並びに産地を明示した書類を監督員に提出して承諾を得ている。 □ ３）使用する石の寸法及び質量並びに比重が設計図書に適合し、扁平細長でなく風化及び凍壊の恐れがない。 □ ４）捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる。 □ ５）捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないように堅固に施工され、記録により確認できる。 □ ６）その他（理由：　　） ●判断基準 ※　評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ a ※　評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ a’ ※　評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ b ※　評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ b’ ※　評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工 種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>ほ場整備工事</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">●評価対象項目
【整地工】
□１）地区界確認、作業排水処理等準備作業が適切であることが確認できる。
□２）基盤切盛が適正に施工され、基盤の均平度が良好であることが確認できる。
□３）表土が充分確保され、かつ均平度が良好であることが確認できる。
□４）ほ場の計画高さが指定されている場合、ほ場の仕上がり高さ（基準高）が良好であることが確認できる。
□５）畦畔及び法面が充分に転圧されていることが確認できる。
□６）法面に有害な崩壊や損傷がないことが確認できる。
□７）石礫や雑物が適正に処理されていることが確認できる。
□８）公共水域への濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。

【水路工】
□９）水路構造物周辺の転圧が充分なされていることが確認できる。
□10）水路構造物に崩壊や損傷がなく、きめ細かい施工がなされていることが確認できる。
□11）法面に有害な崩壊や損傷がないことが確認できる。
□12）コンクリート２次製品が破損していないことが確認できる。
□13）コンクリート２次製品の接合が適正に実施されていることが確認できる。
□14）付帯構造物の施工が良好であることが確認できる。

【農道工】
□15）盛土の転圧が充分なされていることが確認できる。
□16）法面に有害な崩壊や損傷がないことが確認できる。
□17）上置材の転圧が充分であることが確認できる。
□18）上置材が仕様書に定めた品質を有しており、雑物等の混入がないことが確認できる。

□19）その他（理由：　　）
●判断基準
※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ａ
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ａ’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ｂ
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ｂ’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ｃ
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td>汎用化対策工事
（湧水処理）</td><td colspan="6">●評価対象項目
□１）掘削断面に崩壊、過堀がないことが確認できる。
□２）管渠資材（吸水管・集水管等）の規格・品質が設計図書に適合しており、損傷がないことが確認できる。
□３）管渠（吸水管・集水管等）が良好に設置されていることが確認できる。
□４）管渠相互（吸水管・集水管・付属管等（排水管、立上管、水甲、制御器等））の接続が適正であることが確認できる。
□５）被覆材が仕様書に定めた品質及び機能を有していることが確認できる。
□６）埋戻が充分なされていることが確認できる。
□７）表土復旧が適正に施工されていることが確認できる。
□８）弾丸暗渠の機能が適切であることが確認できる。
□９）管理制御器（水甲、水位制御器等）の機能が適正であることが確認できる。
□10）その他（理由：　　）

●判断基準
※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ａ
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ａ’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ｂ
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ｂ’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ｃ
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質

ため池工事（堤体工）

●評価対象項目

□ １）仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
□ ２）材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。
□ ３）掘削、段切り等が適切に実施されていることが確認できる。
□ ４）堤体及び床堀部の盛り立て（締め固め等）が適切に実施されていることが確認できる。
□ ５）施工基面及び堤体法面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
□ ６）雨水による崩壊等が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。
□ ７）気象条件を考慮した施工がされていることが確認できる。
□ ８）旧施設の撤去に当たり形状寸法が確認でき、残存する場合には漏水の原因にならないよう適切な処理がされていることが確認できる。

□ ９）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

河川浚渫工事

●評価対象項目

□ １）仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
□ ２）濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□ ３）浚渫工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。
□ ４）残土処理等が適正に処理されていることが確認できる。
□ ５）残土等の水切りが十分処理されていることが確認できる。
□ ６）浚渫時に土砂と草木等が分別されていることが確認できる。
□ ７）その他（理由：　　）

●判断基準

※　評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ a
※　評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ a’
※　評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ b
※　評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ b’
※　評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	植栽（森林）工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	管水路工事 （パイプライン）						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）地拵え(伐倒、刈払、枝条整理等)は適切に施工されている。
□ ２）保存木（保残木）は、適切に残置されている。
□ ３）苗木の表示票が整理されている。
□ ４）苗木の検収が行われ、規格外苗木の混入がない。
□ ５）苗木の管理（仮植、運搬、断幹、根の処理）は適切に施工されている。
□ ６）植栽（植穴、施肥、客土、密度、締固め等）は適切に施工されている。
□ ７）施肥（種類、施肥量､施肥方法等）は適切に施工されている。
□ ８）植付間隔及び配植が設計図書どおり管理されている。
□ ９）植栽密度を管理する標準地の配置は適切である。
□10）簡易施設は適切に実施されている。
□11）その他（理由：　　）

●判断基準

※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ａ
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ａ’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ｂ
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ｂ’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ｃ

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●評価対象項目

□ １）掘削断面に崩壊、過堀がなく、施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
□ ２）管及び付属品（制水弁、空気弁等）に破損、キズがないことが確認できる。
□ ３）管及び付属品（制水弁、空気弁等）の接合が適正であることが確認できる。
□ ４）材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。
□ ５）中心線の通りがよいことが確認できる。
□ ６）仕様書等で示す条件により埋め戻し、締め固めが実施されていることが確認できる。
□ ７）舗装復旧が適正に施工され、周辺との段差がないことが確認できる。
□ ８）コンクリート構造物等付帯構造物の施工にきめ細かな対応がされていることが確認できる。
□ ９）漏水がないことが確認できる。
□ 10）その他（理由：　　）

●判断基準

※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ａ
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ａ’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ｂ
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ｂ’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ｃ

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	水管橋工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ １）材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
- □ ２）部材の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
- □ ３）据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。
- □ ４）基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
- □ ５）溶接施工上の注意事項（共通仕様書）が守られている。
- □ ６）クラックがない。
- □ ７）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	ブロック（石）積（張）工事						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ １）施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ ２）裏込材、胴込コンクリートの充填、締固めが充分である。
- □ ３）ブロック（石）間のかみ合わせが適切である。
- □ ４）ブロック（石）に付着したゴミ、泥等がない。
- □ ５）水抜き孔は適切な位置に設けられている。
- □ ６）伸縮目地は適切な位置に設けられている。
- □ ７）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	二次製品構造物、小型構造物工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）施工基面が平滑に仕上げられている。
□ ２）コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。
□ ３）施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の高さ、締固め、養生方法等が適切に行われている。
□ ４）製品に有害なひび割れ等の損傷がない。
□ ５）ＪＩＳ製品以外の製品は、外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料が整っている。
□ ６）枠の組立ては、各部材に無理な力がかからないように順序良く施工されいる。
□ ７）製品のかみ合わせ、又は連結等が適切に施工されている。
□ ８）中詰め材料又は裏込材料に適切なものが使用され、締固めがよく、空隙が生じていない。
□ ９）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	木製構造物工事						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った

●評価対象項目

□ １）木材、木製品の品質が良好で設計図書に基づき適正に施工されている。
□ ２）木材の組立が適正であり、ボルトの締め付けも適切に実施されている。
□ ３）使用する石材の規格が設計図書に適合している。
□ ４）中詰材の詰め込みが適切であり、空隙が少なくなるよう施工されている。
□ ５）地山との取り合わせが適切に行われている。
□ ６）施工基面が平滑に仕上げられている。
□ ７）濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□ ８）その他（理由：　　）

●判断基準

※　評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ａ
※　評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ａ’
※　評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ｂ
※　評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ｂ’
※　評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ｃ

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない		
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	鋼製自在枠工事	●評価対象項目 □ １）鋼材の規格及び員数がミルシート等で確認できる。 □ ２）鋼材の組立が適正であり、ボルトの締め付けも適切に実施されている。 □ ３）使用する石材の規格が設計図書に適合している。 □ ４）中詰材の詰め込みが適切であり、空隙が少なくなるよう施工されている。 □ ５）地山との取り合わせが適切に行われている。 □ ６）施工基面が平滑に仕上げられている。 □ ７）濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ ８）その他（理由：　　） ●判断基準 ※　評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・a ※　評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・a’ ※　評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・b ※　評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・b’ ※　評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・c					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	芝付け工事	●評価対象項目 □ １）現場搬入後、乾燥させないよう、速やかに芝付けを施工した。 □ ２）表土をかき均し、生育に支障となるゴミ、がれき、雑草等を除去している。 □ ３）目土を入れた後、転圧を施工している。 □ ４）目土は、均し板でくぼんだところにかき入れている。 □ ５）傾斜地には、目串を打ち込んでいる。 □ ６）その他（理由：　　） ●判断基準 ※　評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・a ※　評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・a’ ※　評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・b ※　評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・b’ ※　評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・c					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	補強土壁工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ １）盛土材料の土質が適正である。
- □ ２）盛土の締固めが適切な条件（人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等）で施工されている。
- □ ３）プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料等より的確に確認できる。
- □ ４）現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。
- □ ５）盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。
- □ ６）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	鉄筋挿入工事 （アンカー工）						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ １）補強材の材質、長さ、防食対策が適正である。
- □ ２）削孔深さ、せん孔方向が管理されている。
- □ ３）注入材の性状が管理され、充填されていることが確認できる。
- □ ４）確認試験等が実施された資料等が整備されている。
- □ ５）頭部処理が適切に行われている。
- □ ６）削孔完了後にスライムを排除していることが確認できる。
- □ ７）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	ＥＰＳ盛土工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ １）施工基面が平滑に仕上げられている。
□ ２）コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。
□ ３）施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の高さ、締固め、養生方法等が適切に行われている。
□ ４）製品に有害なひび割れ等の損傷がない。
□ ５）ＪＩＳ製品以外の製品は、外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料が整っている。
□ ６）枠の組立ては、各部材に無理な力がかからないように順序良く施工されいる。
□ ７）製品のかみ合わせ、又は連結等が適切に施工されている。
□ ８）中詰め材料又は裏込材料に適切なものが使用され、締固めがよく、空隙が生じていない。
□ ９）その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	下水道工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】

□ １）材料の品質証明書又は試験成績書が整備され、かつ現場において材料の品質確認を適切に行っていることが確認できる。
□ ２）管渠、人孔の布設及び接合が、設計図書に定められた仕様に基づいて適切に施工していることが確認できる。
□ ３）品質管理記録が適切で、良好に整理されている。
□ ４）その他（理由：　　）

【開削工】

□ １）掘削及び土留工において、設計図書に定められた仕様に基づいて適切に施工していることが確認できる。
□ ２）埋戻しにおいて、設計図書に定められた仕様に基づいて適切に施工していることが確認できる。
□ ３）舗装復旧において、設計図書に定められた仕様に基づいて適切に施工していることが確認できる。
□ ４）その他（理由：　　）

【推進工】

□ １）推進工作業データにより、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□ ２）薬液注入工において、削孔・注入の状況及び効果が管理資料等から確認できる。
□ ３）推進工事の有資格者が、現場に配置されている。
□ ４）その他（理由：　　）

【シールド工】

□ １）シールド推進工作業データにより、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□ ２）日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
□ ３）裏込注入の配合・注入圧・注入量は、仕様書に基づいて施工されていることが確認できる。
□ ４）薬液注入工において、削孔・注入の状況及び効果が管理資料等から確認できる。
□ ５）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

管更生

●評価対象項目

□ １）材料の品質証明書又は試験成績書が整備され、かつ現場において材料の品質確認を適切に行っていることが確認できる。
□ ２）仕様書等に定められている品質管理が、適切に実施されていることが確認できる。
□ ３）事前調査により既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行っている。
□ ４）事前処理により施工時には支障のないよう適切な措置を施している。
□ ５）仕上がり管渠内面に、しわ、たるみ、剥離、変形、不陸及び破損等がなく基準を満たしている。
□ ６）硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時間及び温度管理が適切に行われている。又、製管材を使用する場合、裏込材の注入量の記録管理が適切に行われている。
□ ７）品質管理及び記録の整理に創意工夫がある。
□ ８）その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない		
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	魚礁設置工事						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【製作・組立】

□ １）仕様書で定められている品質管理が実施されている。
□ ２）鋼材等の品質規格と員数の照合がミルシート等で確認されており、形状寸法が設計図書と適切確認できる。
□ ３）溶接施工上の注意事項がまもられている。
□ ４）溶接検査が所定どおり実施されており、内容が確認できる。
□ ５）主要部材の切断は自動ガス切断で行われており、切断面の品質が規定を満足している。
□ ６）部材の噛み合わせ及び連結等が適切に施工されていることが確認できる。
□ ７）コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ ８）圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ ９）施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ、及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。
□10）コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□11）鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
□12）鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。
□13）コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□14）スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足することが確認できる。
□15）有害なクラックがない。

【沈設】

□16）汚濁防止等、環境保全に十分注意して施工されていることが確認できる。
□17）沈設に関して管理されており、設計図書、仕様書に定められたとおり施工されていることが確認できる。。
□18）輸送中相互に接触しないよう固定して運搬され、破損やキズがないことが確認できる。
□19）沈設場所が速やかに復元できる資料等が整理されている。
□20）その他（ 理由： ）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	本数調整伐	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	除伐						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目
- □ １）選木は適正に実施されている。
- □ ２）伐採木は完全に倒伏され整理されている。
- □ ３）残存木に損傷等がない。
- □ ４）残存木及び下層植生に必要な生育空間及び、光環境が確保されている。
- □ ５）伐採高は地上高概ね0.5m以内である。
- □ ６）残存木に巻き付いた蔓茎類は丁寧に切断、除去されている。
- □ ７）林縁木の残存により林分保護がされている。
- □ ８）標準地は類似林分毎に配置され、伐採率が適切に管理されている。
- □ ９）簡易施設は適切に実施されている。
- □10）その他（理由：　　）

●判断基準
- ※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・a
- ※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・a’
- ※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・b
- ※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・b’
- ※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●評価対象項目
- □ １）植栽木へ支障のある雑木は、地際より除去されている。
- □ ２）植栽木へ支障のない雑木は、残置されている。
- □ ３）植栽木であっても、枯損木・損傷木・暴れ木等は伐採されている。
- □ ４）伐採木は完全に倒伏され整理されている。
- □ ５）残存木は損傷がない。
- □ ６）肥料木は必要に応じて適切に処置（台切等）されている。
- □ ７）植栽木に巻き付いた蔓茎類は、丁寧に切断、除去されている。
- □ ８）林縁木の残存により林分保護がされている。
- □ ９）その他（理由：　　）

●判断基準
- ※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・a
- ※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・a’
- ※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・b
- ※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・b’
- ※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>工 種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>枝落し</td><td>優れている</td><td>ｂより優れている</td><td>やや優れている</td><td>ｃより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">●評価対象項目
□ １）適期に施工されている。
□ ２）所定の高さまで施工されている。
□ ３）枯枝は落としてある。
□ ４）樹皮に損傷は無く、切断面は平滑（なめらか）に切除されている。
□ ５）残枝長は適正か。
□ ６）植栽木に巻き付いた蔓茎類は丁寧に切断、除去されている。
□ ７）標準地が適切に設置されている。
□ ８）林縁木の残存により林分保護がされている。
□ ９）作業方法等、安全管理は適切に施工されている。
□10）その他（理由：　　）

●判断基準
※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・a
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・a’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・b
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・b’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>下刈り</td><td colspan="6">●評価対象項目
□ １）適期に実施されている。
□ ２）植栽木に支障となる地被物は地際より丁寧に刈り払われている。
□ ３）植栽木の誤伐・損傷はない。
□ ４）二又木の処理がされている。
□ ５）刈払物により植栽木の乾燥防止が図られている。
□ ６）蔓茎類は地際より切断され、植栽木から除去されている。
□ ７）棚部の萌芽処理や蔓茎類の処理が適切に行われている。
□ ８）測量杭の確保等、境界の保全がされている。
□ ９）その他（理由：　　）

●判断基準
※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・a
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・a’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・b
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・b’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工 種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	上記以外の工事 （情報ボックス、共同溝補強工等） 又は合併工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定 d	□ 品質関係の測定方法又は測定 e
		＜Ａ＞ a 優れている	a’ ｂより優れている	b やや優れている	b’ ｃより優れている	c 他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		＜Ｂ＞ □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜下表参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別図参照。						

●評価対象項目
- □ １）理由：
- □ ２）理由：
- □ ３）理由：
- □ ４）理由：
- □ ５）理由：
- □ ６）理由：
- □ ７）理由：
- □ ８）理由：

●判断基準

＜Ａ＞ 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事
ｅｘ）浚渫工、取壊し工等

※ 評価値が 90 %以上 ・・・・・・・・・・ a
※ 評価値が 80 %以上 90 %未満・・・・・ a’
※ 評価値が 70 %以上 80 %未満・・・・・ b
※ 評価値が 60 %以上 70 %未満・・・・・ b’
※ 評価値が 60 %未満 ・・・・・・・・・・ c

＜Ｂ＞ 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事評価する工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
③ 評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能		
		50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 □ １）コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ ２）コンクリート構造物の通りが良い。 □ ３）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ４）クラックがない。 □ ５）漏水がない。 □ ６）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	●評価対象項目 □ １）仕上げが良い。 □ ２）通りが良い。 □ ３）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ４）構造物へのすりつけなどが良い。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	切土工事	●評価対象項目 □ １）規定された勾配が確保されている。 □ ２）切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ ３）法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ ４）滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ ５）関係構造物等との取り合いが適切に施工さている。 □ ６）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 □ １）通りが良い。 □ ２）材料のかみ合わせが良く、クラックがない。 □ ３）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ４）既設構造物とのすりつけが良い。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 □ １）表面に補修箇所がない。 □ ２）部材表面に傷及び錆がない。 □ ３）溶接に均一性がある。 □ ４）塗装に均一性がある。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 □ １）地山との取り合いが良い。 □ ２）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ３）施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ ４）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	舗装工事	●評価対象項目 □ １）舗装の平坦性が良い。 □ ２）構造物の通りが良い。 □ ３）端部処理が良い。 □ ４）構造物へのすりつけ等が良い。 □ ５）雨水処理が良い。 □ ６）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	法面工事	●評価対象項目 □ １）通りが良い。 □ ２）植生、吹付等の状態が均一である。 □ ３）端部処理が良い。 □ ４）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	基礎工工事 （地盤改良等を含む）	●評価対象項目 □ １）土工関係の仕上げが良い。 □ ２）通りが良い。 □ ３）端部及び天端の仕上げが良い。 □ ４）施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ※地盤改良はｃ評価とする。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □ １）コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ ２）コンクリート構造物の通りが良い。 □ ３）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ４）支承部の仕上げが良い。 □ ５）クラックがない。 □ ６）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □ １）塗装の均一性が良い。 □ ２）細部まできめ細かな施工がされている。 □ ３）補修箇所が無い。 □ ４）ケレンの施工状況が良好である。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	植栽工事	●評価対象項目 □ １）樹木の活着状況が良い。 □ ２）支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ ３）支柱の取り付けが堅固である。 □ ４）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 □ １）通りが良い。 □ ２）端部処理が良い。 □ ３）部材表面に傷及び錆がない。 □ ４）既設構造物等とのすりつけが良い。 □ ５）きめ細やかに施工されている。 □ ６）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 □ １）設置位置に配慮がある。 □ ２）標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ ３）標識板の支柱に変色がない。 □ ４）支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 □ １）塗料の塗布が均一である。 □ ２）視認性が良い。 □ ３）接着状態が良い。 □ ４）施工前の清掃が入念に実施されている。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	機械設備工事	●評価対象項目 □ １）主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ ２）きめ細かな施工がなされている。 □ ３）土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ ４）溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	電気設備工事	●評価対象項目 □ １）きめ細やかな施工がなされている。 □ ２）公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ ３）動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ ４）ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ ５）操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ ６）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 □ １）歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ ２）ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ ３）施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ ４）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	通信設備工事	●評価対象項目 □ １）主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □ ２）公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ ３）動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □ ４）当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □ ５）操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ ６）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	維持修繕工事	●評価対象項目 □ １）小構造物等にも注意が払われている。 □ ２）きめ細かな施工がなされている。 □ ３）既設構造物とのすりつけが良い。 □ ４）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)	●評価対象項目 □ １）通りが良い。 □ ２）施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ ３）構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 □ ４）きめ細やかな施工がなされている。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	消波・根固ブロック（製作・転置・仮置・運搬・据付）工事	●評価対象項目 【製作】 □ １）コンクリートの肌が良い。 □ ２）コンクリートの表面及び端部の仕上げが良い。 □ ３）きめ細から施工がなされている。 □ ４）クラックがない。 □ ５）全体的な美観が良い。 【転置・仮置・運搬・据付】 □ １）通りが良い。 □ ２）材料の噛み合わせが良い。 □ ３）天端、端部の仕上げが良い。 □ ４）施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	ほ場整備工事	●評価対象項目 □ １）整地仕上げが良い。 □ ２）石礫、雑物等が良好に処理されている。 □ ３）営農に十分配慮された施工がなされている。 □ ４）水路、道路等が適正に施工されている。 □ ５）法面仕上げが良い。 □ ６）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	汎用化対策工事	●評価対象項目 □ １）埋戻し部の施工、仕上げが良い。 □ ２）石礫、雑物除去及び残土処理が適切に処理されている。 □ ３）営農に十分配慮された施工がなされている。 □ ４）管渠等（吸水渠、集水渠、弾丸暗渠等）の通りがよい。 □ ５）管理制御器（水甲、水位制御器等）及び排水口の設置が適切である。 □ ６）全体的な美観、仕上がりが良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	ため池工事	●評価対象項目 □ １）仕上げが良い。 □ ２）通りが良い。 □ ３）端部の処理が良い。 □ ４）構造物へのすりつけ等が良い。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	河川浚渫工事	●評価対象項目 □ １）掘削面が平坦で、仕上げが良い。 □ ２）自然環境との調和が図られている。 □ ３）工事用道路等の後片付けが適切に施工されている。 □ ４）全体的な仕上がりが良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	植栽(森林)工事	●評価対象項目 □ １）植栽地の全体的な美観が良い。 □ ２）枝条等は等高線上に適切に整理されている。 □ ３）植栽木の配植が良い。 □ ４）簡易施設は適切で美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	管水路工事 （パイプライン）	●評価対象項目 □ １）施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ ２）管の通りが良い。 □ ３）バルブの位置が適切である。 □ ４）漏水がない。 □ ５）路面復旧が適正に施工されている。 □ ６）全体的な仕上がりが良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	水管橋工事	●評価対象項目 □ １）表面に傷、錆、補修箇所がない。 □ ２）溶接、塗装、組み立ての均一性が良い。 □ ３）管の通りがよい。 □ ４）コンクリート構造物の肌が良い。 □ ５）コンクリート構造物の通りが良い。 □ ６）クラックがない。 □ ７）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ８）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当６項目以上・・・a 該当５項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	ブロック（石）積（張り）工事	●評価対象項目 □ １）通りが良い。 □ ２）材料のかみ合わせが良い。又はクラックがない。 □ ３）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ４）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	二次製品構造物 小型構造物	●評価対象項目 □ １）現場打コンクリート構造物の肌が良い。 □ ２）構造物の通りが良い。 □ ３）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ４）製品のかみ合わせが良い。 □ ５）クラックがない。 □ ６）漏水がない。 □ ７）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	木製構造物工事 鋼製自在枠工事	●評価対象項目 □ １）通りが良い。 □ ２）材料のかみ合わせが良い。 □ ３）表面の仕上げが良い。 □ ４）地山との取り合わせが良い。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	芝付け工事	●評価対象項目 □ １）芝の活着状況が良い。 □ ２）平坦性が良い。 □ ３）雨水処理が良い。 □ ４）全体的な美観がよい。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	補強土壁工事	●評価対象項目 □ １）壁面材（コンクリート製品）の割れ・カケがない。 □ ２）基礎上面の平坦性が良い。 □ ３）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ４）壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 □ ５）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	鉄筋挿入工事 （アンカー工）	●評価対象項目 □ １）頭部の通りが良い。 □ ２）法面との頭部の隙間がなく、取り付けが良い。 □ ３）施工管理記録等から不可視部分の出来ばえのよさがうかがえる。 □ ４）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	ＥＰＳ盛土工事	●評価対象項目 □ １）現場打コンクリート構造物の肌が良い。 □ ２）構造物の通りが良い。 □ ３）天端及び端部の仕上げが良い。 □ ４）製品のかみ合わせが良い。 □ ５）クラックがない。 □ ６）全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	下水道工事	●評価対象項目 □ １）管渠及び構造物との接続が良い。 □ ２）インバート部の仕上げが良い。 □ ３）管渠の通りが良い。 □ ４）埋戻し及び路面復旧の仕上がりが良い。 □ ５）全体的な仕上がりが良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	管更生	●評価対象項目 □ １）仕上がり管渠内面の通りが良い。 □ ２）人孔管口及び取付管口の仕上がりが良い。 □ ３）漏水がない。 □ ４）施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ ５）全体的な仕上がりが良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

改定考査項目別運用表

（技 術 検 査 職 員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	魚礁設置工事	●評価対象項目 □ １）鋼構造物の出来ばえが良い。 □ ２）コンクリート構造物の出来ばえが良い。 □ ３）捨石投入の仕上げが良い。。 □ ４）沈設位置の精度が良い。 □ ５）全体的な仕上がりが良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	本数調整伐	●評価対象項目 □ １）伐採木は枝払い・玉切りされ、棚状に整理されている。 □ ２）全体的に美観が良い。 □ ３）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □ ４）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	除伐	●評価対象項目 □ １）伐採木等の整理は適切である。 □ ２）蔓茎類は丁寧に切断・除去されている。 □ ３）植栽木に被害を与える恐れのある丈径木（雑木）は巻枯しを行っている。 □ ４）全体的に美観が良い。 □ ５）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	
	枝落し	●評価対象項目 □ １）枯れ枝は全て除去されている。 □ ２）全体的な美観がよい。 □ ３）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □ ４）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	下刈り	●評価対象項目 □ １）刈払物は植栽木の列間に整理されている。 □ ２）全体的な美観が良い。 □ ３）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □ ４）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 □ １）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □ ２）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □ ３）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □ ４）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ □ ５）理由：＿＿＿＿＿＿＿＿ ※　該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

別紙－3①

平成25年度改訂

【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

（上・下限値がある場合）

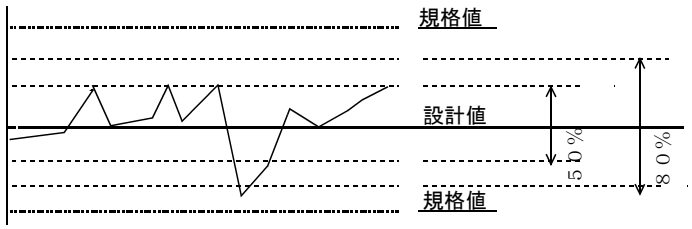

〔下限値のみの場合〕

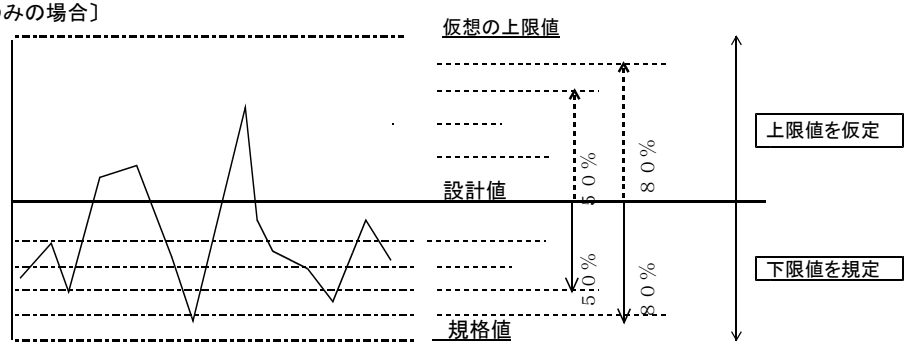

※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、
　ばらつきの%を考慮する。
　規格値が設計値以上となっている場合は、ばらつきの判断から除外する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

ばらつきが少ない

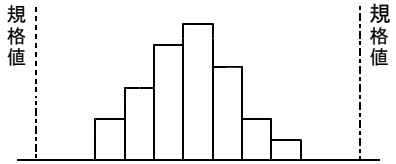

ばらついている

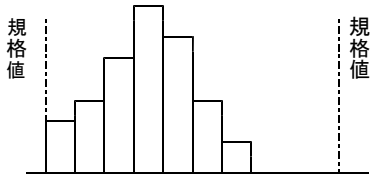

ばらつきが大きい

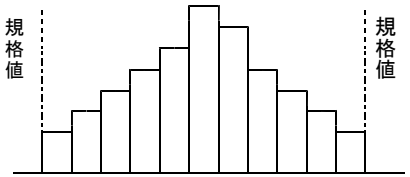

2. 多工種複合工事の取り扱い

（1）主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
（2）多工種で評価が分かれたときは、低い工種で代表させる（バランスが取れていることが高い評価の条件）。
（3）品質管理、出来ばえとも評価対象項目の追加は認めない。

3. コンクリート構造物のクラックについて

鉄筋構造物及び水密性を要求する構造物を対象とし、以下の(1)～(4)により評価する。

（1）　クラックが調査基準に達していない場合、評価対象から除外する。
（2）　クラックが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合の取り扱いは以下のとおりとする。
　　ア　発生したクラックの調査が適切に行われていれば、評価対象から除外する。
　　イ　発生したクラックの調査が不適切あるいは未実施であれば、c評価とする。
（3）　クラックが補修基準に達している場合の取り扱いは以下のとおりとする。
　　ア　発生したクラックの調査が適切に行われ、さらに、適切に補修（中間検査においては、適切な補修が計画されているものを含む。以下同じ。）されていれば、評価対象から除外する。
　　イ　発生したクラックの補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、c評価とする。
　　ウ　必要な補修が実施されていない場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。
（4）　中間検査で検査を行った箇所も、完成検査時に再度確認することとし、クラックが発生・進展している場合には、これも評価対象とする。

4. 施工計画書との関連について

（1）　施工計画書に現場固有条件及びその対策が記述されていない場合には、別紙－1①1.施工体制Ⅰ.施工体制一般の6）、また、別紙－1①1.施工体制Ⅱ.配置技術者（監理・主任技術者を評価する項目）の2）及び5）は、評価しない。

5. コンクリートひび割れ抑制対策との関連について

（1）　県が推奨する温度履歴計測を行う打設管理記録あるいはこれと同等以上の施工管理を計画し、かつ実施している場合、別紙－1①1.施工体制Ⅱ.配置技術者（全体を評価する項目）の3）、別紙－1⑩5.創意工夫の品質2）及び別紙－2①2.施工状況Ⅰ.施工管理の13）を評価する。ただし、いずれも上記4. の評価項目が評価されている場合に限る。

6. その他

・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。（当初設計金額1億円以上の工事に適用）

別紙－4①

「施工プロセス」のチェックリスト(土木工事)

1．工 事 名　　工　事
2．工　　期　　平成　年　月　日～ 平成　年　月　日
3．施工業者

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。
④「施工プロセス」チェックリストは、当初設計金額が1億円以上の工事について適用する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）着手前	施工中												完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制	○契約工程表	・契約締結の5日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。（施工時1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

別紙ー4②

「施工プロセス」のチェックリスト（土木工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）着手前	施工中												完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図（続き）	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。（施工時1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅱ 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制	・資格者証の内容を確認した。（着手前）	（／）□														
			・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手前）	（／）□														
			・現場に常駐していた。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○下請負者の把握	・下請負者が山口県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（土木工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）着手前	施工中												完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・記載内容と現場施工方法と一致している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		・イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立合いにあたって、あらかじめ立合願を提出している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・段階確認の確認時期が、適切である。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。（着手時）	（／）□														
		○支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設リサイクル法に基づく説明及び書面の提出がなされた。（契約前）	（／）□														
			・建設リサイクル法に基づく特定建設資材の再資源化等の書面による報告がされた。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時　1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（土木工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）着手前	施工中												完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

平成24年度改正版

平成24年4月1日版

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（公共建築工事用）

別紙－1	監 督 職 員①～⑭		改正
別紙－2	検査職員①～⑥		改正
別紙－3	「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）	基本事項	改正
別紙－3	「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）	1/3～3/3	改正

使用上の注意事項

1. 原則として記載された各評価項目を使用することとするが、工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
2. 各評価項目の文面は、実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。
3. 本運用表の各評価対象項目に「レ点」を付すことができるのは、当該評価対象項目に関して、受注者が自主的に実地している場合とし、監督職員の指導や助言を過度に必要とした場合は、「レ点」を付さないものとする。

別紙－1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目別運用表

監督職員①

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1．施工体制	Ⅰ.施工体制一般		□① 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
			□② 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□③ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□④ 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
			□⑤ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
			□⑥ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
			□⑦ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
			□⑧ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		□	□⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑩ その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
b：施工体制が良好である。　c：施工体制が適切である。　d：施工体制がやや不適切である。　e：施工体制が不適切である。			
該当項目が80%以上 ・・・・・・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝評価数(　　)／対象評価項目数()
	評価＝		

別紙－1

考査項目別運用表

監督職員②

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 （現場代理人等）		□① 現場代理人として、工事全体の把握ができている。
			□② 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
			□③ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
			□④ 工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第１８条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。
			□⑤ 書類及び資料が適切に整理されている。
			□⑥ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		□	□⑦ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		□	□⑧ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			□⑨ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
			□⑩ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
			□⑪ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		□	□⑫ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑬ その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a:配置技術者として優れている。　b:配置技術者として良好である。　c:配置技術者として適切である。
d:配置技術者としてやや不適切である。　e:配置技術者として不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝評価数(　　)／対象評価項目数()

	評価＝	

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

別紙－1

考査項目別運用表

監督職員③

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
			□② 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
			□③ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
			□④ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			□⑤ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
			□⑥ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
			□⑦ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
			□⑧ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
			□⑨ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
			□⑩ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
			□⑪ 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
			□⑫ 社内検査が計画的に行われている。
			□⑬ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□⑭ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			□⑮ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□⑯ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑰ その他
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。　e：施工管理が不適切である。

該当項目が80%以上 ・・・・・・・・・・・・ b	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・ d	③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()

	評価＝		

別紙－1

考査項目別運用表

監督職員④

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理A		□① 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
			□② 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			□③ 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び施設管理者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		□	□④ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□⑤ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
			□⑥ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。
			□⑦ 休日・代休の確保を行っている。
			□⑧ 近隣住民（施設管理者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□	□⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑩ その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
		□	工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
		□	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。　d：工程管理がやや不適切である。 e：工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝評価数(　　)／対象評価項目数()
	評価＝		

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理B		□① 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。
			□② 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
			□③ 近隣住民（施設管理者等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
			□④ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
		□	□⑤ その他 理由：
評価			
a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。　d：工程管理がやや不適切である。 e：工程管理が不適切である。			
該当項目が4以上 ・・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・・ b 該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・・ c 該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・・ d			※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 基本的には左記による。
	評価＝		

考査項目別運用表

監督職員⑤

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策A		□① 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
			□② 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
			□③ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
			□④ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
			□⑤ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			□⑥ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			□⑦ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		□	□⑧ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		□	□⑨ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□	□⑩ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			□⑪ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			□⑫ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		□	□⑬ 過積載防止に十分に取り組んでいる。
		□	□⑭ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑮ その他
			理由：
			（減点）該当すればc評価とする。
			□ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。　d：安全対策がやや不適切である。
e：安全対策が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c	③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d	

	評価＝		

考査項目別運用表

監督職員⑥

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策B		□① 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
			□② 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
			□③ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。
			□④ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
			□⑤ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。
		□	□⑥ その他
			理由:
評価			
a:安全対策が優れている。　b:安全対策が良好である。　c:安全対策が適切である。　d:安全対策がやや不適切である。 e:安全対策が不適切である。			
該当項目が4以上 ・・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・・ b 該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・・ c 該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・・ d			※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 基本的には左記による。
	評価＝		

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	□	□① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
			□② 工事施工にあたり、近隣住民（施設管理者等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。
			□③ 引渡し時に施設管理者に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
			□④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
			□⑤ 近隣住民（施設管理者等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
			□⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。
		□	□⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑧ その他
			理由:
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a:対外関係が優れている。b:対外関係が良好である。c:対外関係が適切である。d:対外関係がやや不適切である。e:対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()
	評価＝		

別紙－1

考査項目別運用表

監督職員⑦

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形 新築工事 改修工事 設備工事		□① 承諾図等が、設計図書を満足している。 □② 施工図等が、設計図書を満足している。 □③ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □④ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □⑤ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □⑥ 出来形の管理方法を工夫している。
		□	□⑦ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□⑨ その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価

a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()

	評価＝		

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形 解体工事		□① 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □② 共通仕様書、特記仕様書により適切に管理されている。 □③ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 □④ 出来形の管理方法を工夫している。 □⑤ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □⑥「工事写真の撮り方」等により創意工夫を持って適切に管理されている。
		□	□⑦ その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。

評価

a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

該当項目が4以上 ・・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・・ b 該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・・ c 該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・・ d	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 基本的には左記による。

	評価＝		

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－1

考査項目別運用表

監督職員⑧

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 新築工事 改修工事		□① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
			□② 品質確認記録の内容が、適切である。
			□③ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
		□	□④ 躯体工事における施工の品質が、良好である。
		□	□⑤ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
			□⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□⑦ その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。　e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()
	評価＝		

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事		c 評価とする
	評価＝		

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－1

考査項目別運用表

監督職員⑨

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		□① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □② 品質確認記録の内容が、適切である。 □③ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □④ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □⑤ 機材及び施工の品質が、良好である。 □⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□⑦ その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。　e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()
	評価＝		

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表

監督職員⑩

考査項目（細別）	評価対象項目	
4. 工事特性 （施工条件等への対応） □ 該当項目無し	■建物規模への対応 評　点＝　点	□ 延べ面積10,000㎡以上の建物 □ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他（理由：　　） 詳細評価内容：
	■建物固有の機能の難しさへの対応 評　点＝　点	□ 対象建物の耐震レベル □ 建物機能の特殊性 □ その他（理由：　　） [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容：
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応 評　点＝　点	□ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】 □ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ その他（理由：　　） [評価技術事例] ・VE提案（入札時、契約時、総合評価落札方式）された工法等が高度技術で評価できる場合 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容：
	■厳しい自然・ 地盤条件への対応 評　点＝　点	□ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ 軟弱地盤、支持地盤の影響 □ 雨・雪・風・気温等の影響 □ その他（理由：　　） [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 詳細評価内容：

考査項目別運用表

監督職員⑪

考査項目（細別）	評価対象項目	
4. 工事特性 （施工条件等への対応）	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	□ 地中埋設物等の作業障害 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ その他（理由：　　） [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	評　点＝　点	詳細評価内容：
	■施工現場での対応	【長期工事における安全確保への対応】 □ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事　（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 □ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 □ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 □ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ その他（理由：　　）
評　点＝　点	評　点＝　点	詳細評価内容：

※1. 工事特性は、6点～0点の加点評価とする。
※2.「創意工夫」との二重評価は行わない。
※3. 評価にあたっては、主任監督員、総括監督員の意見も参考に評価する。
※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目別運用表

監督職員⑫

考査項目・細別	評価対象項目	
5. 創意工夫 ☐ 該当項目無し	■準備・後片づけ関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他（理由:　　）
		詳細評価内容:
	■施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他（理由:　　）
		詳細評価内容:
	■品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他（理由:　　）
		詳細評価内容:
	■安全衛生関係	☐ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他（理由:　　）
		詳細評価内容:

（創意2／2）

考査項目別運用表

監督職員⑬

考査項目・細別	評価対象項目	
5. 創意工夫	■施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫 □ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ CAD、施工管理ソフト等の活用 □ CALSを活用した施工管理の工夫 □ その他（理由:　　）
		詳細評価内容:
	■その他	□ NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。 □ 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 □ NETIS登録技術（試行技術を除く）のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。 □ その他（理由:　　） □ その他（理由:　　）
		詳細評価内容:
評　点＝　点		

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大3点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
なお、「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
6. 社会性等 □ 該当項目無し	Ⅰ. 地域への貢献等	□	□① 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □② 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 □③ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 □④ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □⑤ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □⑥ その他 理由:
評価			
a:地域への貢献が優れている。　b:地域への貢献が良好である。　c:地域への貢献が適切である。			
該当項目が2以上・・・・・ a 該当項目が1以上・・・・・ b 該当項目が無し・・・・・・ c			※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c評価を行う。 基本的には左記による。
	評価＝		

※1. 地域への貢献等は総括監督員が、監督員の意見を参考に総括的に評価を行う。

※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目別運用表

監督職員⑭

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	□	該当無し
	□ −20 点	1. 指名停止3ヶ月以上
	□ −15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	□ −13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	□ −10 点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	□ −8 点	5. 文書注意
	□ −5 点	6. 口頭注意
	□ −3 点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
	□ 点	8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等

① 本考査項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、主任又は総括技術評価官の評価対象項目である安全対策において減点をする。

⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は現場説明書等によるものとする。

【上記で評価する場合の適応事例】

・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。

・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。

・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。

・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例）一括下請負、技術者の専任違反等

・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

・10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

・11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

・12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

・13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

・14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

・15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。

・16.低入コスト調査で虚偽の報告があった。

・17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。

評 点＝ 点	・18.その他 理由：

別紙－２

考査項目別運用表

検査職員①

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
			□② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
			□③ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
			□④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
			□⑤ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
			□⑥ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
			□⑦ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
			□⑧ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
			□⑨ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
			□⑩ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
			□⑪ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		□	□⑫ その他
			理由:
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。

評価

a:施工管理が優れている。　b:施工管理が良好である。　c:施工管理が適切である。　d:施工管理がやや不適切である。
e:施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c	③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・ d	

	評価＝		

考査項目別運用表

検査職員②

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形 新築工事 改修工事 設備工事		□① 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □② 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □③ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 □④ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 □⑤ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 □⑥ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □⑦ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 □⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
		□	□⑨ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		□	□⑩ その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a:出来形が特に優れている。 a':出来形が優れている。 b:出来形が特に良好である。 b':出来形が良好である。
c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c 該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()

	評価＝		

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形 解体工事		□① 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 □② 共通仕様書、特記仕様書により適切に管理されている。 □③ 出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる □④ 現場における解体施工が、適切であることが確認できる。 □⑤ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 □⑥「工事写真の撮り方」等により創意工夫を持って適切に管理されている。
		□	□⑦ その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。

評価

a:出来形が特に優れている。 a':出来形が優れている。 b:出来形が特に良好である。 b':出来形が良好である。
c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

該当項目が5以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が4以上 ・・・・・・・・・・・・・ a' 該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・ b 該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・ b' 該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・ c 該当項目が0 ・・・・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

	評価＝		

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－2

考査項目別運用表

検査職員③

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 新築工事 改修工事		□① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			□② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□③ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			□④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			□⑥ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□⑦ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□⑧ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□⑨ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			□⑩ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□⑪ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□⑫ その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。
c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c 該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()

	評価＝		

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 解体工事		b’ 評価とする
	評価＝		

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表

検査職員④

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		□① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			□② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□③ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			□④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□⑤ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			□⑥ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			□⑦ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□⑧ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			□⑨ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□⑩ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□⑪ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□⑫ その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。
c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ・・・ a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満 ・・・ b	③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数()
該当項目が60%以上70%未満 ・・・ b'	
該当項目が50%以上60%未満 ・・・ c	
該当項目が50%未満 ・・・・・・・・・・・ d	

	評価＝		

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
※2. 目的物の品質の水準を評価すること。
※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－2

考査項目別運用表

検査職員⑤

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		□① きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
	新築工事	□	□② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	改修工事	□	□③ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
		□	□④ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		□	□⑤ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		□	□⑥ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		□	□⑦ 保全に配慮した施工がなされている。
		□	□⑧ その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
		□	出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・ c			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝		

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		□① 解体後、残存物がなく埋め戻し、整地等が良好である。
	解体工事		□② 整地の状態が、雨水排水に配慮した仕上げである。
			□③ 全体的な美観が良好である。
			□④ 既存との取り合い部分の施工が良好である。(部分解体の場合)
			□⑤ 分別集積が適時・的確に行われ、撤去物が周囲に散乱していない。
		□	□⑥ その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
		□	出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が3以上 ・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が2以上 ・・・・・・・・・・・・・ b 該当項目が1以上 ・・・・・・・・・・・・・ c			※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。 基本的には左記による。
	評価＝		

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

別紙－2

考査項目別運用表

検査職員⑥

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		□① きめ細やかな施工がなされている。
	電気設備工事	□	□② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	受変電設備工事	□	□③ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	暖冷房衛生設備工事	□	□④ 環境負荷低減への対策が優れている。
	機械設備工事	□	□⑤ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□⑥ その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。　d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・ c			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝評価数(　　)／対象評価項目数() ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝		

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

基本事項

1. 別紙－1「考査項目別運用表（公共建築工事）」のうち、監督職員の評価を行うために、監督職員が現場において使用するものとする。ただし、当初設計金額が1億円未満の工事は適用しないものとする。

2. かっこ内の文字（〇〇）は説明文である。
3. 原則として記載されたチェック項目を使用することとするが、工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
4. 記載されたもの以外にチェック項目が必要な場合は、各工事で考査項目を勘案のうえ、追加しても良いものとする。

5. 各評価項目の文面は、各工事の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

1. 工 事 名

2. 工　期　　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日

3. 受注者名

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。（必要に応じて指示事項等を記入してもよい。）備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考
1 施工体制	Ⅰ施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 （施工計画書提出時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後5日以内に提出した。 （契約後、増額変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 （施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 （施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（全ての下請業者を含む。） （施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。） （施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）を添付している。 （施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 （施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 （施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。） （施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報サービス「工事カルテ」	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(土･日･祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 （契約後、変更後、完成時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 （施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）	（／）□									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）	（／）□									
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上） （施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工中、打合せ時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○下請負者の把握	・山口県の工事指名参加資格である場合は、指名停止期間中でない。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 （着手前、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施　工　中							完成時	備考
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅱ 工程管理A	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 （着手前、施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 （施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	
	Ⅲ 安全対策A	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。） ①災害防止協議会等（施工中適宜） ②店社パトロール（施工中1回／月程度） ③安全教育、訓練等（施工中適宜） ④安全巡視、TBM、KY等（施工中適宜） ⑤新規入場者教育（施工中適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①過積載防止対策（施工中適宜） ②機械・車両等点検整備等（施工中1回／月程度） ③重機操作時安全点検記録等（施工中適宜） ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録（施工中適宜） ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（施工中）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①関係官署（施工中適宜） ②近隣住民・入居官署等　（施工中適宜） ③関連工事等（施工中適宜）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		